

岩手県告示第711号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成28年9月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

| 区 域 | 場 所 | 期 日 |
|------|-------------|-------------------------------------|
| 大槌町 | 当該市町村で定める場所 | 平成28年10月12日（午後）及び同月13日（午前） |
| 北上市 | 〃 | 平成28年10月17日（午後）から同月20日まで |
| 西和賀町 | 〃 | 平成28年10月25日（午後）及び同月26日（午前） |
| 花巻市 | 〃 | 平成28年11月8日から同月10日まで及び同月15日から同月18日まで |

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター